



名市大九条の会 会報

第2号

2006年12月10日

名古屋市立大学・憲法九条を考える会事務局 発行

「名市大九条の会」へのお誘い

憲法と教育基本法を改正し、美しい国日本をつくろうという、國粹主義的な考え方の人たちが中心の安倍内閣が誕生して2ヶ月余り、早くも教育基本法は改定されようとしております。彼らの次の目標は憲法です。名古屋市立大学の関係者のみなさま、いま日本国憲法はこれまでにない岐路に立たされています。

このような情勢の上に、国会においては、改憲勢力が圧倒的多数を占めています。他方、世論調査によれば、多くの国民は、憲法九条を維持することを願っているといわれています。

「15年戦争」の悲劇的経験と、ポツダム宣言にもとづいて、全世界にむけて、不侵略、不戦、国際紛争の平和的手段による解決を厳粛に誓った条文が憲法九条です。

一昨年、井上ひさし、梅原猛、大江健三郎、奥平康弘、小田実、加藤周一、澤地久枝、鶴見俊輔、三木睦子の9名の方が、「九条の会」アピールを発表しました。

私達の名古屋市立大学においても、この「九条の会」のよびかけに賛成して、「名古屋市立大学憲法九条を考える会」を昨年11月に結成しました。

みなさまによびかけます。この会に参加して、憲法九条の現代的意義を理解し、それを積極的に生かしていくための活動を、共に行っていきましょう。

目次

1. 「名市大九条の会」へのお誘い
2. 法科大学院の陰 (森 正)
3. 政治の季節に (井上禎男)
4. 「無茶だから面白い憲法九条」 (別所良美)
5. 「市大九条の会」活動報告 (事務局)

法科大学院の陰

森 正（名古屋市立大学名誉教授）

9月21日、日の丸・君が代訴訟（国旗・国歌訴訟）で、東京地裁が胸の空くような判決を出した。国旗・国歌の強要は憲法19条の「思想及び良心の自由」を侵害する、というのだ。

憲法論からいえば、入学式や卒業式などでの日の丸への起立、君が代の斉唱を強要するのは、明らかに憲法違反である。しかし、この種の問題にかぎらず、明白に違憲といえる政府や自治体、あるいは首相の行為について、裁判官はこれまで違憲判決をあまりにも出し惜しんできた。それだけに、小泉前首相の靖国神社参拝問題での福岡地裁と大阪高裁の違憲判決は注目を集めたが、今回の判決は、新聞の判決要旨しか読んでいないが、違憲判断の論理展開がきわめて明解であり、絶滅を危惧していた「まともな裁判官」がここにも生き残っていたか、とかなり気分をよくしているところである。

長いあいだ手紙のやりとりをしている現役裁判官がいる。まもなく定年を迎える。絶滅危惧種裁判官の一人である。若いころに公選法違憲判決を出し、それ以来、何十年も（傍目からみて）その世界で「冷や飯」を食わされている。それでも、自己の信念を曲げず、憲法の精神を大切にしながら職務を遂行している。尊敬できる、勇気ある裁判官である。今回の判決で、彼は私の何倍も喜んでいるだろう。

あれこれ思っていたところ、ある新聞の投書欄で、いろいろ考えさせられる意見をみつけた。「司法の良心実感 君が代強制訴訟」という見出しが、書き手は法科大学院生である。要旨はこうである。今回の判決で「人権の砦」としての司法を身近に感じた。しかし、図書館で法科大学院の仲間たちは、判決と同じ日にあった新司法試験の合格発表記事に集中、判決記事には目もくれない状